

(低入札価格調査制度対象工事を受注している場合の  
競争参加資格要件の追加)

○品質低下防止の観点から低入札工事の場合、当該工事に専念

- ・ 低入札工事の履行期間においては、品質低下を招かないよう当該工事に専念させるため、次の要件を入札参加要件に付加する。

① 過去3ヶ年の間に東北地方整備局（港湾空港関係を除く）における施工実績があること

※過去3ヶ年とは、年度当初においては前々年度までの3ヶ年とし、年度途中通知以降は前年度までの3ヶ年とする。

② ①の工事成績評定点の平均点が7.4点未満（ただし、調査基準価格を下回った価格をもって契約している工事が複数ある場合は、1件増すごとに2点加えた点数とする）でないこと

③ ①の工事において、工事成績評定点が6.5点未満の工事が無いこと

ただし、過去の成績が高い場合は、品質低下の懸念が少ないと考えられることから、適用除外とする。

(入札説明書記載例)

4. 競争参加資格

(00) 東北地方整備局（港湾空港関係を除く。）における〇〇工事のうち、平成14年度から平成16年度までに完成・引渡しが完了した工事の工事成績評定点の平均点が6.9点未満でないこと。

なお、平成14年度から平成16年度までに東北地方整備局（港湾空港関係を除く。）における実績がない場合については工事成績評定点を要件としない。

ただし、經常建設共同企業体にあつては、当該經常建設共同企業体の工事成績評定点の平均点が6.9点未満でないこと。当該經常建設共同企業体としての実績がない場合は、実績がある全ての構成員について、工事成績評定点の平均点が6.9点未満でないこと。

なお、平成14年度から平成16年度までに東北地方整備局（港湾空港関係を除く。）において当該經常建設共同企業体としての実績がなく、かつ構成員の全てが実績を有しない場合については、工事成績評定点を要件としない。

また、東北地方整備局（港湾空港関係を除く。）における工事で、調査基準価格を下回る価格をもって契約している場合（完成・引き渡し完了した工事を除く）には、平成14年度から平成16年度までに東北地方整備局（港湾空港関係を除く）における施工実績があり、その工事成績評定点の平均点が7.4点未満（ただし、調査基準価格を下回った価格をもって契約している工事が複数ある場合は、1件増すごとに2点加えた点数とする）でなく、かつ工事成績評定点が6.5点未満の工事が無いこと。

○対象工種

平成17年度低入札価格調査制度対象工事で、発生件数が多い3工種（一般土木、鋼橋上部、建築）について試行するものとする。